

令和5年2月定例会 経済委員会（付託）

令和5年2月22日（水）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

原委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第58号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第12号）
- 議案第60号 令和4年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和4年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和4年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 「徳島県観光振興基本計画（第4期）」（素案）について（資料1、2）

梅田商工労働観光部長

今定例会に追加提出させていただいております案件につきまして、御説明させていただきます。

まず、お手元の説明資料（その3）の1ページを御覧ください。

一般会計・特別会計に係る補正予算案件でございます。

商工労働観光部の令和4年度一般会計におきまして、補正額の最下段に記載のとおり3億5,726万6,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は868億6,049万3,000円となります。

次に、2ページを御覧ください。

特別会計でございます。

中小企業・雇用対策事業特別会計など4会計の合計で、補正額の最下段に記載のとおり3,256万3,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は1,278億7,779万3,000円となります。

続いて、3ページを御覧ください。

課別主要事項につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、商工政策課でございます。

3段目の商業振興費の摘要欄①小規模事業振興費では、商工団体が行う支援事業の実績

見込みなどに伴い、2,917万9,000円の減額をお願いしております。

また、4段目の中小企業指導費の摘要欄①中小企業総合支援費では、県内事業者の省エネ投資の促進を図る小規模事業者ゼロエミッション加速事業費補助金について多くの御申請を頂いていることから、140万円の増額をお願いしております。

以上、商工政策課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり6,372万2,000円の減額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

企業支援課の一般会計でございます。

産業立地対策費の摘要欄②都市用水水源費負担金特別会計繰出金の3,047万9,000円の増額につきましては、都市用水水源費負担金特別会計の増額に伴いまして、繰出金の補正を行うものでございます。

また、摘要欄⑦中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金の5,100万円の減額につきましては、中小企業・雇用対策事業特別会計の減額に伴いまして、繰出金の補正を行うものでございます。

以上、企業支援課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり9,446万円の減額をお願いしております。

6ページを御覧ください。

特別会計におきまして、都市用水水源費負担金特別会計の摘要欄②正木ダム管理費負担金では、さきの都市用水水源費負担金特別会計繰出金の一部を充当いたしまして、管理者負担金の決定に伴い、2,849万3,000円の増額をお願いしております。

また、先の中小企業・雇用対策事業特別会計繰出金の減額補正に関しまして、中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄②企業立地促進事業費では、企業立地促進費補助金の実績見込みに伴い、5,800万円の減額をお願いしております。

以上、企業支援課の特別会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり2,211万円の減額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

新未来産業課・工業技術センターでございます。

1段目の計画調査費の摘要欄①地方創生の深化のための支援費では、ものづくり企業のデジタル化による生産性向上を支援する事業における実績見込みなどに伴いまして、519万円の減額をお願いしております。

8ページを御覧ください。

工業技術センター費におきまして、摘要欄④特別研究費では、国などの公募提案型事業や機械設備整備事業などの事業費確定に伴う補正といたしまして、3,044万円の減額を行うものでございます。

以上、新未来産業課・工業技術センターの一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり6,150万1,000円の減額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

特別会計におきましては、中小企業・雇用対策事業特別会計で実施する工業技術センターの共同研究事業の実績見込みなどに伴い、最下段の補正額合計欄に記載のとおり1,045万3,000円の減額をお願いしております。

10ページを御覧ください。

労働雇用戦略課でございます。

2段目の労政総務費の摘要欄②一般労政費では、国の業務改善助成金に本県独自の上乗せ助成を行う徳島県賃上げ応援金につきまして、国の第二次補正予算が成立し、業務改善助成金の対象事業者が拡大されたことに伴い、440万円の増額をお願いしております。

また、摘要欄③国庫返納金では、とくしま地域活性化雇用創造プロジェクトにつきまして、昨年度に実施した事業費の確定に伴い、国庫補助金の返還を行うための経費として4,443万2,000円の増額をお願いしております。

以上、労働雇用戦略課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり2,673万6,000円の増額をお願いしております。

12ページを御覧ください。

産業人材育成センターの一般会計でございます。

転職職業訓練費の摘要欄②転職訓練費では、民間を活用した委託訓練事業の実績見込みなどに伴いまして、8,911万7,000円の減額をお願いしております。

産業人材育成センターの一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり1億1,182万4,000円の減額をお願いしております。

13ページを御覧ください。

観光政策課でございます。

1段目の計画調査費の摘要欄①地方創生の深化のための支援費では、海外誘客拡大のためのプロモーション事業の実績見込みなどに伴いまして、2,300万円の減額をお願いしております。

また、下から2段目の観光費の摘要欄③観光とくしま促進費では、宿泊施設リノベーション支援事業やコンベンション誘致促進事業等の実績見込みなどに伴いまして、6,800万円の減額をお願いしております。

以上、観光政策課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり9,551万1,000円の減額をお願いしております。

14ページを御覧ください。

にぎわいづくり課でございます。

2段目の観光費の摘要欄③観光施設管理運営費では、あすたむらんど徳島など県有施設における光熱費の増加などに伴いまして、1,901万8,000円の増額をお願いしております。

にぎわいづくり課の一般会計は、最下段の補正額合計欄に記載のとおり4,301万6,000円の増額をお願いしております。

15ページを御覧ください。

繰越明許費でございます。

1段目の商工政策課、中小企業総合支援費におきましては、徳島県物価高騰対策応援金につきまして、申請書類の修正などが必要な事業者に対し、翌年度執行する給付金に要する経費として7億円、また小規模事業者ゼロエミッション加速事業につきまして、機械の納入遅延等により事業の完了が翌年度となる事業者に対し、翌年度執行する補助金に要する経費として2,000万円、合計7億2,000万円の繰越しをお願いしております。

2段目の労働雇用戦略課の一般労政費におきましては、徳島県賃上げ応援金につつまし

て、年度末に国の業務改善助成金を申請する事業者に対し、翌年度執行する助成金に要する経費として1,440万円の繰越しをお願いしております。

3段目の産業人材育成センターの職業能力開発校整備事業費におきましては、西部テクノスクールの修繕工事における資材の納入及び訓練用自動車の調達が遅れ、工事完了が次年度となることが見込まれることなどから、合計500万円の繰越しをお願いしております。

4段目の観光政策課の物産観光交流プラザ運営費におきましては、阿波おどり会館の立体駐車場の修繕におきまして、資材の納入が遅れ、工事完了が次年度となることが見込まれるため、148万8,000円の繰越しをお願いしております。

また、観光交流推進費におきましては、みんなで！徳島旅行割事業につきまして、財源となる国の予算繰越と合わせ、令和5年度も引き続き観光需要の喚起策を実施するための経費として20億2,700万円の繰越しをお願いしております。

16ページを御覧ください。

にぎわいづくり課の観光施設管理運営費につきまして、あすたむらんど吉野川めぐり修繕事業において、去る9月定例会で繰越しをお認めいただいたところではありますが、新たに機器の納期の遅れが生じたことから、繰越額の4,360万円の増額をお願いするもので、補正後の合計は1億3,469万7,000円となります。

これらの事業につきましては、引き続き適正な執行に努めるとともに、早期の事業完了に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

今定例会に追加提出をしております案件につきましては以上でございます。

続きまして、この際1点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

徳島県観光振興基本計画(第4期)素案についてでございます。

去る11月定例会の当委員会で御報告させていただきました計画の骨子を、議会での御論議等を踏まえ、この度、素案として取りまとめさせていただいたものでございます。

まず、2の計画期間につきましては、令和5年度から8年度までの4年間としております。

次に、3の計画のポイントにつきましては、施策の着実な実施による観光消費額と宿泊者数の増加、各主体の役割分担や目標を明確にし、毎年、進行管理を行うなどの方針の下、(2)に記載のとおり五つの施策を展開してまいります。

まず、①といたしまして、デジタル技術を活用し、観光産業を支えるDX人材の育成など、オール徳島での観光振興の推進体制強化、次に②といたしまして、徳島の強みであるサステナブルツーリズムを全面に生かした観光コンテンツの充実、③といたしまして、外国人旅行者をはじめ観光客の皆様がストレスなく本県観光を楽しむことができる受入環境整備、④といたしまして、とくしまバーチャルパビリオンにおける観光文化体験など、ポストコロナ新時代に向けた情報発信力の強化、誘客営業の強化、最後に⑤といたしまして、東アジア、欧米を中心にオンラインも活用した訪日観光PRや国際MICEの誘致促進など、戦略的なインバウンド誘客の推進を展開していくこととしております。

4の主な数値目標につきましては、延べ宿泊者数について令和8年に250万人、延べ観光入込客数について1,950万人、年間観光消費額について1,200億円を掲げており、達成に

向けた取組に努めてまいります。

今後、県議会での御論議や観光審議会での御審議をはじめ、パブリックコメントにおいて県民の皆様から御意見、御提言を頂きながら計画策定を進めてまいります。

なお、詳細につきましては、資料2の全体版を御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明及び報告事項につきましては以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 喜多委員

先ほど部長から、徳島県観光振興基本計画(第4期)の策定についての御報告がありました。現計画については今年度が最終年度ということになると思いますが、新計画策定に当たってどのような点が新たな素案に盛り込まれたのか、お尋ねいたします。

#### 利穂観光政策課長

喜多委員から新計画策定に当たりまして、新たにどのような要素が素案に盛り込まれたかとの御質問でございます。

現計画でございます第3期は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして令和3年3月に改定しておりまして、コロナ禍という状況を踏まえまして感染拡大防止と社会経済活動の持続的な両立を図りながら効果的な施策を推進するという観点に立ちまして、具体的には観光関連施設での感染予防対策の徹底など、安全・安心な受入環境の整備、それからニューノーマルに対応した観光プロモーション、リアルとオンラインのハイブリッド会議の推進などニューノーマルに対応した施策が多く盛り込まれているところでございます。

一方、この度策定しました第4期素案におきましては、政府において新型コロナの感染症法上の位置付けが大型連休明けの5月8日に五類へと移行が決定されるなど、社会経済がコロナ禍からの回復に向けて新たなフェーズに入っていることなどを踏まえまして、ポストコロナの新時代におけます新たな観光につながる取組や、インバウンドの増加が見込まれる万博やワールドマスターズゲームズの開催など、観光誘客の絶好の機会を見据えた取組を盛り込んでおるところでございます。

具体的には、コロナ下におきまして世界的に関心が高まっている、本県の強みでありますサステナブルツーリズムの推進、徳島でしか体験できない満足度の高い高付加価値なコンテンツの充実、広域連携DMOとの連携によります万博と組み合わせた旅行商品の造成、万博閉幕後の観光客の落ち込みを防ぐため、徳島消費者フォーラムなどの国際MICEやワールドマスターズゲームズのプレ大会などのあらゆる機会を捉えた観光PRなどを、新計画の素案に盛り込んでおるところでございます。

## 喜多委員

次に、資料1に示されております数値目標がありますが、これまで同様、延べ宿泊者数をはじめとするこれらの目標は、計画を推進する上で重要なものになると思っておりますけれども、この目標はどういった考えの下、設定されたものか、お尋ねいたします。

## 利穂観光政策課長

喜多委員から、数値目標の考え方についての御質問でございます。

この度の素案につきましては、基本目標としまして延べ宿泊者数、延べ観光入込客数、年間観光消費額の三つを設定しております。

うち経済効果の高い延べ宿泊者数は、令和3年、7年ぶりに順位を45位に上げたものの数全体では160万人と、コロナ前から大きく減少しておりまして、まずは早期にコロナ禍前の状況に回復すること、具体的には令和元年の延べ宿泊者数であります約250万人を超えることを目標としたいと考えております。

なお、250万人となりました令和元年は、元号の改正に伴いますゴールデンウィーク10連休や、前年の大みそかにNHKの紅白歌合戦で大塚国際美術館が使用されたことで、本県に大きな注目が集まった年となりまして過去2番目の宿泊者数を記録したところでございまして、過去、平成26年に四国霊場開創1200年や徳島ヴォルティスが初めてJ1を戦った年に次ぐものでございました。

また、大阪・関西万博の基本計画では、令和7年の宿泊者数の目標が230万人プラスアルファとなっておりますので、特殊要因のない平成27年から30年までの4年間はおおむね230万人で推移していることから、この数値を本県のベースであるという考えの下、万博という特殊要因のある令和7年は、計画に基づき実施する万博に向けたプロモーション効果をプラスアルファとして20万人を見込みまして250万人と設定させていただいているところでございます。

通常であれば翌年の令和8年にはベースの230万人に戻ることが予想されますが、施策を分析しまして効果的な誘客施策を引き続き実施してまいりたいと考えておりまして、国際MICEや令和9年に開催されるワールドマスターズゲームズのプレ大会など、あらゆる機会を活用しまして、本県への観光誘客を図ることで令和8年も令和7年と同じく250万人の目標を維持したいと考えております。

また延べ観光入込客数につきましても同様の考え方でコロナ禍前の令和元年の約1,950万人と同水準を令和7、8年で目指すこととしたいと考えております。

さらに、三つ目の年間観光消費額につきましては、コロナ下におきまして旅行者が滞在型観光を好む傾向が強くなってきております。1人当たりの消費額が上昇傾向にありますことから、令和7年、令和8年とも過去最高であった平成26年の1,196億円を上回る1,200億円を目指したいと考えております。

近年の観光におきましては、その場でしか体験できない高付加価値な旅を求める質を重視した観光へとニーズが変化していることから、県としても滞在性、周遊性を重視しまして、できるだけ本県で消費していただけるよう満足度の高い観光コンテンツを充実させてまいりたいと考えております。

## 喜多委員

説明いただきましたように、160万人から1.5倍の250万人の宿泊者数や過去最高となる観光消費額を目指すことは決して容易でないと思います。行政だけでなく事業者や県民が一丸となって観光誘客に取り組んでいくことが必要でございます。

今後、パブリックコメントもされることでしたので、審議会や議会のみならず県民、事業者の声もしっかりと反映して計画の策定を進めていってもらえればと思います。

次に、全国旅行支援、みんなで！徳島旅行割についてでございますが、いよいよ新型コロナの出口が見えてまいりました。

令和2年の感染拡大以降、全国に先駆け県民割、とくしま応援割を開始し、昨年10月からは全国旅行支援を実施中のことと思いますが、これまでの観光需要喚起策と利用状況等をお尋ねいたします。

## 利穂観光政策課長

喜多委員から、令和2年6月に開始しました、とくしま応援割から現在の全国旅行支援、みんなで！徳島旅行割まで、これまでの需要喚起策と利用状況についての御質問でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、緊急事態宣言の発出や行動制限により観光関連事業者の皆様は大きな影響を受けてこられました。そこで、本県では令和2年6月に全国に先駆け、1泊5,000円を上限とする宿泊割引制度、とくしま応援割を創設しまして以降、周遊クーポンの付与や対象県の拡大、また昨年10月からは全国を対象にみんなで！徳島旅行割をスタートいたしまして、切れ目ない観光需要喚起策を展開してきたところでございます。

現在実施しております、みんなで！徳島旅行割の利用状況につきましては、速報値ではありますが、宿泊旅行と日帰りを含めた利用者数は約25万7,400名となっております、とくしま応援割からこれまで60万人を超える観光需要を創出してきたところでございます。

## 喜多委員

分かりました。一方、全国旅行支援は4月以降も実施可能という報道もあったと思えますけれども、今回約20億円の繰越予算が提案されておりますが、みんなで！徳島旅行割の4月以降の実施は決定しておるのでしょうか。

## 利穂観光政策課長

喜多委員から、みんなで！徳島旅行割の4月以降の実施についての御質問でございます。

4月以降の実施につきましては、国予算は繰越見込みではありますが、制度概要の正式な発表がまだなされておられませんので、県としてもまだ決定に至っておりません。

今後、国の正式な発表がございましたら、県としても速やかに4月以降の実施を決定、発表したいと考えておりました、新型コロナにより大きく落ち込んだ県内観光需要を回復できるよう、引き続きしっかりと対応していきたいと考えております。

## 喜多委員

県内の観光関連事業者はまだまだ大変な状況が続いていると思います。4月以降も早急な対応をしっかりとお願いしたいと思います。

## 西沢委員

木のおもちゃ美術館、これは当然、農林水産部関係のスマート林業課、これは分かっております。でも、これを観光に利用するという思いで言わせていただきますので、ここは関係あると思います。

県内各地へ木のおもちゃを移動美術館として行ってはということ、ずっと言ってきました、それは今始まっております。

この木のおもちゃ移動美術館を、いろんな施設の催物の中にはめ込んで、それを利用すると。徳島県海部郡内でも何か催物があるたびに餅投げをやっています。大勢の人が集まります。何か皆さんが注目するものがあれば、ようけ人が集まるんですね。

だから、移動美術館をやると子供たちはいっぱい集まります。それはもう実証済みです。それをうまく利用すると言ったらおかしいんですけども、それによって親御さんもたくさん集まってきましたんで、そういう催物の一角に移動美術館を置くということをするれば、ものすごい注目を浴びるんじゃないかなと思います。

そのためには、各地に移動することも含めて移動専用の車を作って、それでいろんな催物を回って行ったり、各地で子供たちを集めてやるということをやってはと思うんです。これは観光とか催物も含めてですから、ここでいけるんだと思うんですけども、どんなんでしょうか。

## 利穂観光政策課長

ただいま西沢委員から、例えば木のおもちゃ美術館を車を使って各地でPRしたらどうかという御提案というか御質問を頂きました。

木のおもちゃ美術館は非常に人気が高い施設だというふうに伺っておりますので、こちらとしては農林水産部と連携しながら、相談しながら、いい方法をいろいろ検討させていただきたいと思います。

## 西沢委員

その度に1日行って戻ってくるとかということじゃなくて、各地域でしばらくおってほしいなという中で、ずっと各地を回っていく専用車が欲しいなと思ったんですけども、考えてみましたら、それをうまく催物に利用するというのもいけるんじゃないかなと思いますんで、是非、そういう専用車を作って、それであちこちの催物とか、各地域で子供たちを集めるということに利用してほしいなと要望しておきます。

それから、2年前の2月議会の一般質問で、私はドローンタクシーの件を言いました。

そのときの質問内容と答弁を言ってみます。一部切り抜きます。

質問です。例えば、ドローンタクシーによる沖洲から対岸の関空かその周辺、その近辺への航路を考えてみてはと思います。沖洲には離発着に十分な広場があり、目の前の海へ



出て海上を沿岸に沿って有視界の飛行をすれば、この海は海峡でもあることから、より安全な飛行ができるものと思われます。この航路は紀淡トンネル構想もあるほど、対岸との交通が悲願であります。現在は船で関空への運航が始まりましたが、少人数乗りのタクシーとしての利用は出発の時間制限もなく、余り時間が掛からず関空などへ行くことができます。そして、そのほかの利活用として、渦潮などの空からの観光や、山や海などでの行方不明者の捜索や救助、またけが人や病人の搬送、そして南海トラフ地震などの災害時には、孤立集落や離島とのつなぎや、フェリーなどによる救助船が災害ごみのため入港できないときにも、フェリーと陸上との間をけが人や病人、災害物資などの搬送などに利用できます。このように、タクシーとしての利用以外にも多くのことに利用できます。このドローンタクシーの実用化や規制のクリアにはまだ数年掛かりそうではありますが、だからこそ今からしっかりと手を挙げて計画をアピールし、例えばトヨタなどのトップグループとも連携した取組を始めなければならないものと思いますが、いかがでしょうかという質問に対して、答弁は一部切り抜きます。

まずは庁内関係部局による研究会を立ち上げ、メーカーや研究機関における技術開発の状況やビジネス展開の動向について情報の収集、共有に努めますとともに、最新技術に関する知見を有する専門家のアドバイスを頂きながら、利活用分野、それから導入の可能性について検討を進めることで、地域課題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいりますというふうに言っております。これはどういうふうに進めておりますか。

#### 出口商工政策課長

ただいま西沢委員より、ドローンタクシーの取組状況について御質問を頂いております。

ドローンにつきましては、もう既に委員御承知のとおり、農林分野であるとか建設分野にはいち早く導入されており、この人口減少社会を補うための有用な活用が進んでいるところでございます。

また一方、人を運ぶ無人のドローンタクシーにつきましては、近い未来、2025年大阪・関西万博、更にその先の2030年 Society 5.0の未来社会実装の一つの先行モデルとして、世界各国でドローンタクシーの機体、機材の開発が進んでいるところでございます。

中国などでは、ドローンメーカー、イーハン社が2017年には既にドバイで実証試験をやって、いち早く実装に取り組もうとしております。

また、アメリカなどでもUber社が開発しており、今日の朝刊にも出ておりましたけれども、日本でもJALとかANAであるとか、また民間の新たな専門の航空会社を立ち上げた事業者が、2025年の万博に向けて移動の手段として実装を開始しようとしているところでございます。

課題が法整備とかいろいろあるんですけれども、一方で国は国家戦略特区を設けておりまして、大阪市と大阪府につきましては、2030年をめどに実現を目指す国家戦略特区として指定を受けておりまして、実際、2025年の万博会場と大阪梅田であるとか、その辺の主要な大阪地からの移動手段として今、料金体系が10分、15分の移動の場合は1万5,000円であるとか、関空や神戸空港からでしたら40分ぐらいだったら6万円ぐらいというふう

に、ビジネスモデルとして想定し、それを実装するように検討が進められているとの報道がございます。

委員のおっしゃるとおり、徳島もいち早く農林とか建築分野については既に取り組を始めているんですけども、近い未来の夢の車として、移動の手段として今の国の特区の認定状況であるとか、徳島から近畿圏辺りへの移動手段がビジネスとして果たして成り立つのかどうかというのを関係部局とも連携しながら、また国からも情報収集しながら前向きに取り組を進めてまいりたいと考えております。

#### 西沢委員

この答弁の中での研究会は立ち上げていただきましたか。

#### 梅田商工労働観光部長

西沢委員から御紹介いただきました答弁につきましては、当部で所管して御回答させていただいたものではございませんので、担当部局のほうから、その状況について後ほど御説明させていただきたいと思っております。

#### 西沢委員

私が何で2年前にこういうことを言ったかというのは、この質問の中に十分書いてあります。当然ながら、いろんな分野に利用できます。交通、観光、災害、人探し、いろんな分野で利用できます。どこで言ってもおかしくないんです。

当然、観光でもオーケーですから、例えば渦潮の観光を空からすることも可能で、多目的に利用できるいう中で、なぜ2年前に言ったかということ、徳島県というのは関空へ行くというのがやっぱりメイン的であって、昔から早く行くというのが一つの計画せなあかんことだと思うんですけども、その中で、紀淡海峡という内海があります。それをうまく利用していくと、ほかの陸上を通るとか外海を通るとかじゃなくて、案外安全に飛行できるんじゃないか、それも沿岸部を通るとかね。そういう条件的には非常にいい場所やと。

それと、関空へ行くとなったら時速300キロメートルぐらいで今のドローンは行けるといことで、10分、15分で向こうへ着くと。そして、最初は大人数は乗れませんから、今はアメリカなんかでも4人乗りとか、数人乗りというのが、それも自動運転というのを考えてみるみたいです。

そういう中でやって、それが必要であればどんどん増やしていくんであって、最初から10機、20機というんじゃないと思っておりますから、そういう状況に応じて増やしていくことも可能です。

問題は、大きな災害が来たときに船なんかはなかなか通行できない。いろんな物が浮いていて、人自身もその中に動いているかも分からない。ドローンで、例えば救助に来たフェリーに人も物も運ぶことができる。そういう多目的に利用できるということ、単なるタクシーというだけではない。

そういう意味においては是非前向きに、そしてそれも先に手を挙げてする必要は私はあると思っております。こういう条件がいいところですから。結局は、出来上がって国がさあどうぞと言ってからでは、皆さんが一斉に手を挙げてなかなか順番が回ってこないでしょ。だ

からこそ私は2年前に、まずは手を挙げてこれについて一生懸命に前向きにいくんですよということを示してくださいと話をしたわけです。

2年間たって、大分ドローンも進みましたよね。当然ながら、まだまだ開発せなあかるところがありますけれども、まずは手を挙げるのが大事ですよと。

そして、メインがまず関空へ行くこと、それから観光、防災、そういうことに多目的に利用するんですよという条件も加味して、国のほうにも認めてもらうということをやればと、そういうことを2年前に言ったんです。

だから、私は今日で県議会議員は終わりますので、もう委員会も出席できませんけれども、本当に徳島県にとって非常にいいことに対して前向きに捉えて、まずは計画をぶち上げてやるんですよと言って手を挙げて、国のほうにもこういうことでやってほしい、条件もこちらから提示して、こうやってほしいということをやっていたきたい。そのための研究会も立ち上げほしいなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

#### 梅田商工労働観光部長

西沢委員のおっしゃるように、空飛ぶ車については様々な活用方法、観光でありますとか、委員がおっしゃいますような危機管理上の対応とか、いろんな活用方法があると思います。

県として御答弁させていただいた内容でもありますので、関係部局と連携を図って、遅れることがないように、また委員がおっしゃるように、先手先手で対応していけるように、庁内連携を図りながら対応していきたいと思っております。

#### 梶原委員

おはようございます。当初予算に上げられております、個別の主要事項について何点かお伺いたします。

まず、とくしま海外展開支援プラットフォーム事業ということで、これは上海事務所の運営費も含めて3,000万円ほど上げられていますけれども、現在までに海外展開をスタートしたのが何社あるのかの実績と、今、何社ぐらいの相談に乗っているのか、教えていただきたいと思います。

#### 出口商工政策課長

ただいま梶原委員より、とくしま海外展開支援プラットフォーム事業の取組状況について御質問がございました。

本県では、これまで産業界、金融界、経済団体から成る徳島県貿易協会が輸出に関する相談であるとか、国内外のMICE展示会への出展等に取り組む事業者を積極的に支援し、強く海外展開を支援してまいりました。

こうしたところ、平成30年12月、TPP11をはじめ、翌年2月には日EU・EPAなど自由貿易経済圏を拡大するような世界的な潮流が芽生え始めたところ、このメリットを徳島県の経済にも獲得するため、令和元年に、先に説明させていただいた徳島県貿易協会を核として地域商社、保険会社、金融機関も加えました、とくしま海外展開支援プラットフォームにバージョンアップさせていただきまして、ワンストップでハンズオンの支援に

取り組んできたところでございます。

具体的な支援の内容といたしましては、商談前に相手国の輸入規制が多々ございますので、その規制に係る事前のチェックやアドバイス、また商談成立後の契約条項についてのアドバイス、また知財の保護についてのアドバイス等々、輸入計画から最後の商談、輸出までトータルでサポートしてまいりました。

こうした取組の成果としまして、直近5年間の実績数値でございますけれども、事業者につきましては当時116社であったものが146社に伸びまして、輸出額につきましても175億円から215億円へと大きく増加しているところでございます。

現在の状況でございますけれども、令和4年度の相談実績、これは1月末時点でございますけれども、海外事業に精通し、貿易の実務経験、語学能力を有した人材、貿易アドバイザーを雇用してサポートした実績としましては、22社31件に対してホームページや商品カタログの翻訳のサポートをしたとか、具体的な輸出の相談件数が20社39案件ございますとか、展示会へのサポートをしたのが15社20件ございます。

更に具体的に申しますと、例えば県内の水産業者からEU向けの加工食品の現地規制について相談がございまして、EU向けにおいて必須となるHACCPに関する手続であるとか、その認定施設の認定の仕方についてのアドバイス、県内の衣料品の製造業者からは独占販売契約を海外のバイヤーとしたいというような御相談がありまして、自社ロゴの知財に関する保護の取り方であるとか、取引後のトラブル回避へのアドバイスであるとか、最近でしたら伝統工芸の製造者から、これはB to Cの話だったんですが、鳴門市で買われた商品を顧客に送ったけれども向こうに着いていないということで、これはまだどこに原因があったかというような原因究明をハンズオンでしているところでございます。

梶原委員

分かりました。116社から146社ということで、175億円から215億円と、数字的には非常に順調に伸びているのかなと思いますけれども、輸出の産品についてはどういったものが多いんですか。

出口商工政策課長

具体的な数字のシェアは持ち合わせておりませんが、スーパーやバイヤーさんからは、やっぱり皆さんが生活上マストである加工食品の御相談が多いような感じがします。

ただ、今年度初めてトライしましたB to Bの世界最大の越境ECサイトであるアリババドットコムでは、結構大きな数百万円するような家具、調度品であったり機械類であったり、土木建築資材とかが実際に商談まで至っております。

越境ECサイトだったら、今言ったような大きなものでもビューワー数が多いのですが、ハンズオンで商談会とかに行った場合は、大きな単価の高い商品よりも単価の小さい食品類であるとか、ちょっとしたお土産物であるとか、その辺が非常に興味、関心は強いように感じております。

梶原委員

分かりました。これは東アジア、東南アジアと書いていますけれども、国別にしたらどこが、やっぱり中国が多いんですか。

#### 出口商工政策課長

本県からの海外への輸出は、やはり大きな市場である中国、あと台湾、香港、最近でしたらベトナム辺りが多くて、お酒なんかは蔵元が県内に数件しかございませんので、その辺はやはり日本酒ブームがある、これもやっぱり中国から始まって、より距離のあるヨーロッパ辺りとかアメリカのほうまで進出している事例はございますけれども、やはり最初に輸出をトライするのは、近隣諸国から始めるというのが多いように感じております。

#### 梶原委員

分かりました。輸出に販路を求めるのは、今の時代に必ず要る取組かなと思います。

小規模な事業者が海外展開するのをためらうような壁もありますので、その辺を取っ払えるように、しっかりとサポートしていただきたいと思います。

次に、スタートアップ支援事業です。

これは成長ビジネス創出の推進でありますとか、創業のフォローアップをするということで2,000万円上げられておりますけれども、これも現在までの実績等を教えていただければと思います。

#### 三宅企業支援課長

スタートアップ支援事業についての御質問であります。

スタートアップ支援事業につきましては、コロナ下におきましてテレワークの普及が進む中、場所にとらわれずに仕事ができる環境が整ってきて、地方で創業、起業するハードルが下がっていること等もありまして、若者の創業、起業へ本県経済をけん引いたします成長ビジネス創出を推進するというところでやっている事業でございます。

まず、創業コーディネーターの配置というものがございまして、こちらにつきましては創業コーディネーターをとくしま産業振興機構に配置いたしまして、創業の相談から事業計画策定支援、また創業後のフォローアップまで一体的に支援しております。

平成19年からこちらの創業コーディネーターを活用いただきまして、現在までに471社の方に創業コーディネーターを御活用し創業していただいているところでございます。

それから、起業家支援の展開ということでございまして、TIB、徳島イノベーションベースと連携いたしまして、活躍する先輩起業家からノウハウとか最先端技術の導入方法等を習得できます平成長久館の特別塾を開催しております、毎月100名ぐらいの起業家の方とか起業家を目指します学生の方に御参加いただいて学んでいただいているところでございます。

それから、大学生とか若者の起業を促進いたしますために、高等教育機関と連携いたしまして起業に必要な知識の習得とかビジネスプランの作成、指導を実施いたします起業力養成講座というものを開催しております。

#### 梶原委員

分かりました。ここ数年というか十何年でもいいんですけど、実際に起業された数は何者ぐらいあるんですか。

#### 三宅企業支援課長

起業者数については、先ほど申しましたように、創業コーディネーターが関わったものにつきましては平成19年から471件ということで把握しておりますけれども、全体の創業数というのは申し訳ございません、把握しておりませんが、创业者の融資については、信用保証協会のほうで信用保証しております、大体毎年100件ぐらい実施していると聞いております。

#### 梶原委員

創業について相談されてる企業が平成19年から471件ということで、そこから徳島に根付いて活動する企業がどれだけ生まれているかというのが大事だと思うので、その辺はまだ十分に把握されていないということですので、しっかりと把握されたほうがいいのかと思います。よろしくお願ひします。

あと、プロフェッショナル人材戦略拠点事業ということで約4,000万円、これは企業の成長戦略を具現化する人材と県内中小企業等をコーディネートするプロフェッショナル人材戦略拠点の運営に関する経費ということなんですが、この取組成果について教えていただければと思います。

#### 井上労働雇用戦略課長

ただいま、プロフェッショナル人材戦略拠点に関する御質問を頂いたところでございます。

このプロフェッショナル人材戦略拠点につきましては、地域の中小企業の経営改善の意欲を喚起し、また新たな事業展開等へ積極的にチャレンジする攻めの経営や、プロ人材の活用によります経営拡張の実現を支援するために、平成27年12月に開設したところでございます。

この運営につきましては、公益財団法人とくしま産業振興機構に委託いたしまして、予算といたしましてはスタッフが5名おりますけれども、この方々の人件費や活動費に充てているものでございます。

この戦略拠点を活用いたしまして、地域の金融機関等とも連携しながら、企業の経営者と丁寧な対話を重ねまして、必要となるプロ人材のニーズを具体化し、民間人材紹介事業者への取次ぎや求職者とのマッチングを支援することで、県外からの人材管理の促進を図っているところでございます。

平成27年12月に拠点を開設して以降の実績になりますけれども、民間人材紹介事業者へ取次ぎした件数が838件、そしてプロ人材が県内企業に就労した件数が334件となっております、成約件数が年々増加しているところでございます。

少し具体的に申しますと、例えば販路拡大のための営業の方、また経営強化のための管理部門を担当する方、生産力向上に向けて生産管理とか品質管理を行う方々、そういった方々が県内のほうに入ってきているというような形でございます。

なお、令和5年度につきましては、現在、国のほうでも動きがあります副業兼業、またデジタル分野といった部分につきましても、プロ人材の活用を進めていくためにスタッフの動員等により体制を強化いたしまして、県内の中小企業を支える優秀な人材の確保に向けまして、より一層促進してまいりたいと考えております。

#### 梶原委員

分かりました。これは私も知らなかったんですけども、戦略拠点というのは県庁内にあるんですね。これを知らない方も多分たくさんいらっしゃるかと思いますので、事業の内容とか利用についてもっとアピールして、中小企業また小規模事業者の方にどんどん使っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと二つなんですが、徳島のロケーションブランドの誘致ということで、徳島にロケーションが来ていただけるように、映画やテレビの県内ロケ、これを誘致する経費に1,500万円余りということですが、今までの誘致の実績はどうなっているのでしょうか。

#### 利穂観光政策課長

梶原委員から、ロケーションサービス事業の実績についての御質問でございます。

映画、テレビ番組、CMなどロケーション撮影が必要であります撮影場所、それから地域との調整やエキストラの手配、動画、写真の素材の提供などの支援を行うことによりまして、各メディアで県内各地が放送、放映されまして、本県の認知度の向上やイメージアップ、またロケ地巡りといった観光誘客につなげるため、徳島ロケーションサービス事業を実施しているところでございます。

これまで平成18年の「バルトの楽園」や平成19年の「眉山」、また美波町を舞台にしました連続テレビ小説や、最近でしたら令和元年の「波乗りオフィスへようこそ」など、これまで多くの映画やテレビ番組のロケを支援させてきていただいたところでございます。

近年の支援件数といたしましては、令和元年度が66件でありまして、その後、コロナの影響で少々落ち込みがありましたが、令和4年度は1月末時点で64件となっております。例えば日本テレビのZ I P！や世界の果てまでイッテQ！とか、TBSでのNスタなど、数々支援をさせていただいております。コロナ禍前の令和元年度に向けて徐々に回復傾向となっており、それを超える勢いでございます。

県としましては、引き続きロケを支援することにおきまして、本県の認知度向上、それからイメージアップを進めるとともに、観光誘客につながりますようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 梶原委員

64件ということで、コロナ禍でなかなか難しい部分もあったかと思いますが、今、三好長慶、ああいった機運もこれから盛り上がってくると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

あと、マチ★アソビについてお聞きいたします。

マチ★アソビは私も大好きな事業なんですけれども、以前もマチ★アソビにつきましては、例えばコスプレ、アニメの聖地ということで徳島も大きくうたっているわけですの

で、このマチ★アソビの期間のときにコスプレですね。名古屋ではワールドコスプレ大会という大きな世界の大会がございますけれども、あれぐらいの誘致ができるぐらいの取組をこれからはもっとできるんじゃないかと僕は思っております。

そのためには、やっぱり参加者が徳島のマチ★アソビのコスプレに参加して、何かいいことがあるな、モチベーションが上がるような、例えば徳島県知事賞を設けるとか。今はただ単にコスプレイヤーが集まって、みんなでわいわい楽しむと。それはそれでいいんですけども、もっと世界中から来てもらうためには、そういったモチベーションを高めてもらうような取組が必要なんじゃないかなと思いますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

戸川にぎわいづくり課長

ただいま梶原委員から、マチ★アソビにおきましてコスプレなどで県知事賞を設けてはどうかという御質問を頂いたところでございます。

マチ★アソビは、昨年、令和4年の秋に3年ぶりに開催いたしまして、人気声優等のステージショーでありますとかトークショーのほか、アニメキャラクターになりきりまして街歩きや撮影を楽しんでいただくコスプレイベントなどを実施したところでございます。

マチ★アソビにつきましては、私ども県のほか地元の商店街とか各種関係団体など、官民で構成しておりますアニメまつり実行委員会が主催しておりますので、来年度の事業計画についても今後議論していくところでございますので、そうした中で、今の委員の御提案も踏まえまして関係者の皆様と御協議、検討させていただけたらと考えております。

梶原委員

分かりました。去年はコロナ下から再スタートしたマチ★アソビがありましたので、今年もあるかと思うんですけども、大事にイベントを育てていただけるようお願いしたいと思います。

最後に、すだち支援事業ということで、県の地域若者サポートステーションにおけるニート、若年無業者等の自立支援及び就職氷河期世代の就労支援に関する経費ということで約1,000万円上げられております。

やっぱり今、ひきこもりでなかなか就職活動に乗り込めないという若い人を含め、中高年の方も多いんですけど、こうした方々にこのサポステをしっかりと活用していただきたいと思うんですが、現在の利用状況について教えていただきたいと思います。

井上労働雇用戦略課長

ただいま、とくしま地域若者サポートステーションについて御質問があったところでございます。

このとくしま地域若者サポートステーションにつきましては、若年無業者の就労を支援し、若者の自立の可能性を広げ、将来生活保護等に陥るリスクを未然に防止するとともに、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするために、国と連携しながらサポートステーションを設置、運営しているところでございます。

このサポートステーションにおきましては、仕事に就いていない原則15歳から49歳の



方々を対象にいたしまして、キャリアコンサルタントなどによります専門スタッフによる個別相談、またスキルアップのためのパソコン講座等、各種講座の開催、また職場実習の実施、さらに支援を受けて就職した者につきまして、就労後の職場定着のためのフォローアップ等を実施しているところでございます。

また、就職等で悩む若年者の対策といたしまして、心理カウンセラーや臨床心理士等を配置いたしまして、心のケアのサポート体制も充実させているところでございます。

なお、就労に向けたスキルアップ講座や個別相談につきましては、オンライン受講にも対応しているところでございまして、サポートを受けやすい体制づくりにも取り組んでいるところでございます。

委員から御質問のございました利用実績でございますけれども、まず相談件数の実績を御紹介させていただきますと、令和2年度が2,214件、令和3年度が2,221件、令和4年度1月末時点で2,019件となっているところでございます。

今後ともこういった取組を積極的に行うことによりまして、若年無業者に対する就労等の支援を行ってまいりたいと考えております。

#### 梶原委員

毎年2,000件以上の相談があるということで、これは非常に大事な事業だと思います。

人知れず悩まれている若者がおりますので、しっかり徳島で安心して働いていけるように、これは国と県でやられているかと思うんですが、県もしっかりと事業内容がもっと充実できるようにどんどん力を入れていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

#### 仁木委員

私からは補正予算について2点と全般的なものについて3点お伺いしたいと思います。

補正予算についてはすぐに答えが出るんかどうかわからるので先に申し上げておきますけれども、工業技術センター費の特別研究費の減額が3,000万円でございます。

ここの部分がどのようなものか教えていただきたいのと、観光費の中に宿泊施設リノベーション支援事業費補助金の5,000万円の減額と利子補給金の1,000万円の減額がございます。ここについてお聞きをしたいわけなんですけれども、すぐにいけるのであればそのまま内容を言いますけれども大丈夫ですか。

(「はい」と言う者あり)

そうしたら、まず研究費のほうについては3,000万円の減額というようになっていきますけれども、3,000万円の研究費が当初にどれくらい付いてたのか。それと、この額が不用額となってくると思うんですけれども、3,000万円ってまあまあ大きい額でして、研究費で3,000万円を付けるといったら皆さん方も相当な御努力をされていると思うので、何で3,000万円減額になったのか、お教え願いたいと思います。

宿泊リノベーションについては、私の記憶が確かであれば、これを最初に創設したときには多分ホテルをちょっと大きい部屋に改良するとか、そういったことへの補助金だったというような記憶があるんですけれども、これは補助額が非常に大きかったように思っています、取りあえず枠を作るのに5,000万円で予算立てされたという説明を受けたような気

がするんです。

それで、5,000万円の減額ということは事業執行されなかったんじゃないかという見立てなんですけれども、そこら辺、どのような状況で今後どうしていくのか、お教え願いたいと思います。

栗田商工労働観光部副部長

ただいま仁木委員から、工業技術センターの特別研究費の減額について御質問いただきました。

まず、工業技術センターの特別研究費につきましては、国等の外部資金を活用いたしまして、産学官の連携によりまして実施する試験研究に要する経費でございます。

これまでの過去の採択実績等に基づきまして、当初予算におきましては3,200万円を計上させていただきました。そして、外部資金が採択された折には、直ちに研究に取り組めるようにということで準備しているものでございます。

今年度につきましては、経済産業省の成長型中小企業等研究開発支援事業、通称でG o - T e c hと言われている事業でございますが、こちらに1件採択されました。採択された金額につきましては156万円ということで、結果的には少額でございました。

この採択につきましては、その年その年のテーマでございますとか状況によりまして、採択件数また金額が変わるものでございまして、結果的には令和4年度につきましてはこの1件の採択というところでとどまっていたところでございます。

ただ、その年の研究テーマによりまして採択の数、金額も変わってくる場合がございますので、来年度以降、引き続きより多くの研究テーマが採択されるように、私どもも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

仁木委員

せっかくなんでこの事業について関連の質問になるんですが、今1件百何万円かという採択実績だと思うんですけど、採択があるということは不採択もあって、応募件数も総じてあるんでしょうけれども、そこら辺の状況がどうだったのか、お教え願いますでしょうか。

栗田商工労働観光部副部長

ただいま仁木委員から、採択だけではなく実際に不採択の状況等もどうだったのかという御質問を頂きました。

令和4年度につきましては、先ほど申し上げました1件のほかにもう2件、実は申請を出しておりました。これは一般財団法人であったり公益財団法人がそれぞれ応募している事業につきましては、その応募内容に基づきまして当方のほうで申請したわけでございますが、これにつきましては、その応募先におけます競争倍率でございますとか、あるいは公設試験研究機関よりもどちらかというところと大学の研究室の案件を採択するという、それぞれにおきまして外部資金も特色がございますので、そういったところに私どものほうも応募できるものは応募しておりましたが、結果的に様々な状況の中で不採択になったというところがございます。

## 仁木委員

ということは、それ以外に2件あったということで全部で3件だと思うんですけども、工業技術センターの機能を生かして、こういった形で採択に結び付けていただくことも大切でしょうけれども、新たな研究を生み出していくという価値をやはり見いだして行っていただきたいと思っております。

せっかくの施設があるわけですから、その点をうまく回っていけるような状況を作っていただきたいと思えます。3,000万円の予算が年間で付いてやっているということですので、極力消化できるような何らかの方策を示して行っていただきたいとお伝えしておきたいと思えます。

続きまして、先ほど申し上げた宿泊リノベーション支援事業の補助金ですけども、こちらのほうをお願いいたします。

## 利穂観光政策課長

仁木委員から、宿泊施設リノベーション支援事業の補正に係る御質問でございます。

宿泊施設リノベーション支援事業につきましては、観光客の方から選ばれて、かつ再び宿泊したいと思われる宿泊施設への投資を促進するために、宿泊施設リノベーション支援事業といたしまして、県内の宿泊事業者さんの客室の増加でありますとか、客室の魅力向上につながる改修、入浴施設の修繕に対して支援させていただいたところでございます。

先ほど委員がおっしゃったように、平成30年度から事業を開始しまして、例えば陶器製の露天風呂の新設でありますとか、バリアフリーに対応した豪華客室の新設、それから廃業旅館を改修した客室の新設等々、これまで13件の事業に対して支援させていただいたところでございまして、今年度は1件の申請があったところでございます。

これまでの補助金の額を申し上げますと、平成30年度には補助金ベースで約7,900万円、令和元年では7,100万円、それから令和2年からコロナの影響がかなり大きくなりましたので、この辺からがたっと実績が落ちてきてまして、令和2年につきましては45万円ほど、令和3年度につきましては560万円ほど、令和4年度につきましては1件200万円ほどということで、やはりコロナの影響がかなり大きくあり、アフターコロナを見込んで予算を立てておったんですが、かなり厳しい状況であるということで、まずは観光需要喚起策を進めさせていただいているところでございます。

今後、大阪・関西万博とかワールドマスターズゲームズがございまして、そういったニーズにいろんな動向が見込まれるインバウンドもございまして、この後の回復見込みとか宿泊事業者さんのニーズを把握させていただいて、受入環境の整備を促進するとともに、県内宿泊者数や消費額の拡大を図ってまいりたいと考えております。

## 仁木委員

宿泊事業者からしたら、アフターコロナから次のフェーズに移っていくわけですけども、そのときにはやはり今以上のコロナ前の売上げを上げるために、事業者においては投資をしていかなければいけないということも考えられると思うんです。そのために利息補給の補助金もあるわけだと思うんですけども、こちら辺を事業者の皆さんにしっかりと

情報提供していただいて、PRしていただくことが非常に大事になってくると思います。

これは企業支援課と連携をとるべきだと思っているんです。というのは、利息補給であっても、どの保証メニューが一番いいのか、事業者の皆さんはどれを使ったらいいか分からんのです。

ですから、設備資金に一番使えて、保証料が安くてほぼ無しになって、ゼロゼロに近くて据置きができるような、そんなものとミックスしてこれを使っていただいたほうがいいんじゃないですかということを、事業者に情報提供をしっかりとっていただきたいと思えます。

本来だったら金融機関がするんですけれども、金融機関は総じてどれがいいかなんていうことを余り考えないわけですから、自分も商売しているわけなんで。ですから、やっぱりメニューを作られているのであれば、そのメニューの目的とどれを使うのが一番いいかということの情報提供は、県行政がしっかりと事業者に行っていたらいいとお願ひしておきたいと思えます。

予算については、いろいろお聞かせいただきましたので了としたいと思うんですが、一般的なものでちょっとお聞きしますけれども、前回の事前委員会でもお聞きしましたが、コロナの金融施策や経済施策を含めて、やはり出口戦略というのを作っていかなくちゃいけないんじゃないかと。他県ではどうしているのかということも踏まえて、本県においてしっかりとした出口戦略を作っていかなくちゃいけないということで、いろいろとお調べになっていただいたかと思うんですけど、その点についてお聞かせ願ひたいと思えます。

### 三宅企業支援課長

ただいま、ゼロゼロ資金等、コロナからの出口戦略についての御質問がございました。

コロナにつきましては、事前委員会でゼロゼロ資金からの借換資金として、経営力強化伴走支援資金について御説明いたしまして、各県の状況はという御質問でございました。

関西、中四国の状況について聞き取り調査を行いましたところ、鳥取県以外の府県におきましては、これまでにコロナの借換保証でございます、国が作りましたコロナ借換保証を使った借換資金につきましては創設済みでございました。広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県におきましては、国の特別保証制度に上乗せいたしまして補助を行って、保証料を低減している状況でございます。

高知県以外におきましては、率に多少の違いはございますけれども、セーフティーネットの4号、5号及び一般枠につきまして保証料を低減しているところでございまして、3月からの状況で見ますと、本県が先んじて8億3,000万円の補正予算をお認めいただきまして、本県を含めむ2府15県におきましては最も低く抑えられている状況でございます。

また、仁木委員がお話しの出口戦略につきましては、各県におきましても今回の借換保証を使った借換対応資金を出口戦略と考えているというところがほとんどでございましたが、本県におきましては、今ございますグリーン社会の実現に寄与いたしますGXビジネス資金と自然エネルギー立県とくしま推進資金、その二つの資金を来年度から統合いたしまして、GXとくしま推進資金というのを4月から創設する予定でございます。

あわせて、現行のDXビジネス促進資金につきましても、保証料を引き下げまして対応したいと考えております。

さらに、今回の本会議の知事答弁でも申し上げましたが、国の新たな保証制度を活用いたしまして、創業者の経営者保証を求めない融資制度を導入いたしまして、失敗を過度に恐れず創業へのチャレンジを後押ししていくような制度も導入したいと考えております。

これにおきまして、先ほど申しました県内事業者の返済不安にお答えする借換えの資金と合わせまして、GX、DXへの投資への支援、また新規創業の支援を行いまして、さらにコロナ禍でなかなか企業訪問等をして企業誘致等を進めてこられませんでした。今後は企業誘致も進めていくことによりまして県内経済の活性化を図りまして、事業者の業績の回復、好転につなげていきたいと考えております。

#### 仁木委員

私の見立てでは、多分ですけど、ゼロゼロで借り入れられている方で、取りあえず手元資金を増やしようかという優良な経営をされているところは、もう返済しているはずなんです。今の時期でいえば取りあえず手元資金はある程度いけましたんでということ。

私が言ってるのは、本当に必要になって、運転資金にも使っているいろんなものに使いますよという方々が、今後復活するためにどうしていくのかというところが非常に大事になってくると思うんです。

その中で、債権を整理していく際に、違うところにチャレンジするという資金を最後の最後で使えるというのが、前々回に国のほうで作ったサポート資金、あれが最後の<sup>とりで</sup>砦だと私は思っていて、あれはあれで本当に必要な仕組みだったと思っておるんです。

その中で、それを使った人が次に、いわゆる呼び水の資金を手元にしたときにどうするかといったら、やっぱり売上げを増やすしかないんです。ですから、売上げを増やすためには新しい市場の開拓であるとか、もろもろのそういったところをしっかりとサポートしていけないといけないと思うんです。

だから、出口戦略というのは、決して資金的なものだけでなく、市場を作っていくためのサポートをいかにしていくのかということが、企業も努力しなければいけないんですけども、今の状況であれば県も含めて作っていかなきゃいけないじゃないかと、今後のアフターコロナから次のフェーズに向けた部分でないかと私は思いますので、引き続き、部局横断的に検討や研究を重ねていただきたいと思います。

輸出について、これが新たな市場開拓であると思っております。この中で、出口課長も先ほどの答弁でいろいろとありましたけれども、基軸を農業の農産品に落とし込んでみましたら、農林水産部だけで輸出戦略というのを独自で立てるのは非常に難しいんじゃないかと思うんです。

その中で、先ほどの答弁の中にあつたHACCPを利用したとか、いろいろおっしゃっていましたがけれども、HACCPであつたりJGAPであつたりという部分について、農林水産部のほうでも言ったんですけども、その輸出に関してのメリットが余り感じられないと。認証を受けたら、直接何かがあるんですよというものが今の県の施策の中になくて、やはり商工労働観光部と農林水産部が部局横断的に、何かしらのそういったものを作っていかなきゃいけないと思うわけなんです。

輸出戦略をしっかりと立てていく中で、東南アジアのみならず食べ物とか、いわゆる食料品関係についてはいろんなところにアンテナを張るべきだと思うんです。そこら辺は農

林水産部と連携をとっていただきたいと思いますと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょう。

#### 出口商工政策課長

ただいま仁木委員より、企業の経営力を強化するに当たって、輸出戦略というのが一つの大きな柱になるであろうと。そこで、商工労働観光部と農林水産部がタッグを組んで、互いのメリットを生かしながら進めるべきではないのかという御質問でございました。

今年度からの組織づくりとして、先ほどの農と商が連携をとって海外の旺盛な事業を獲得するがために、併任の管理職が配置になっております。常にその人をキャップとして、どここの展示会に行くとか、どここのサイトでライブコマースをするとかというのは、県庁の中のみならずプラットフォームのメンバーの一員ですので、総合的な経済の応援拠点であるとかしま産業振興機構とも連携をとって、様々な場面でどれが一番効果的なのか、どこをターゲットにするのかというのは情報共有させていただいております。

円安の追い風を機に、外の外需獲得で回復の一つの糸口に結び付けていこうというふうなチャレンジ精神旺盛な事業者がたくさんいらっしゃいますので、いかに産地間競争に勝ち抜くかというのは、先ほどおっしゃったようなHACCPであるとかJGAPであるとか、これはものづくりのほうだったんですけども、いかにSDGsに寄与しているかというのを、環境エコシステムの認証を取ることによって、国際的な競争にも勝ち抜く付加価値を付けると。同じ商品であっても、その認証を付けることによって高い競争力が生まれるんだというようなところで、そういうふうなサポートについても御相談がございましたので、今後の施策の中にそういうふうな協力ができるような武器も仕込んでいきたいと考えているところです。

#### 仁木委員

みどりの食料システム戦略基本計画の議論が昨日ここであったんですけども、あの中にもGAPであるとかHACCPというのを一つの根拠にされているわけなのです。

だから、その認証が進めばその計画も進んでいくというような状況が農林水産部のほうでもあるということを理解していただいた上で、やはりGAPであるとかHACCPの認証を受けた事業者において、特段とは言いませんけれども、輸出とかもろもろを商工労働観光部のほうがサポートしやすい状況を何かしら作っていただきたいと思いますというわけです。

個別のところも非常に大事なんですけども、やはり全般的な、いわゆるSDGsの観点も含めた部分でいえば、そういったところが全ての戦略として成り立っていくんでないかなと思いますので、その点の御理解をお願いしたいと思います。

最後に時間はないですけど、賃上げの関係の補助金がありますけれども、その実績と、それ以外にやはり進めていくべき賃上げの施策という部分を、本県において今後何かしら考えていくべきだと思うんです。その点は今のところ何か考えられていることがあるのかなのか、お教え願いたいと思います。

#### 原委員長

午食のため休憩いたします。(11時59分)

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは、質疑をどうぞ。

仁木委員

午前中に引き続きでございますが、質問の御答弁を頂いた上で質疑を続けてまいりたいと思います。お願いいたします。

井上労働雇用戦略課長

仁木委員から、賃上げ応援金の実績について御質問がございました。

県の賃上げ応援金につきましては、国の業務改善助成金と連動していることから、先に国の助成金について実績を御報告させていただきます。

労働局に確認を行ったところ、令和5年2月20日現在の数値になりますが、102件の申請が上がっているということでございます。昨年度の交付確定件数が54件とお聞きしておりますので、大幅に件数が増加しているところでございます。

また、県の賃上げ応援金の実績でございますけれども、同じく2月20日時点で13件の申請が上がってきているところでございます。これは、中小・小規模事業者が国に申請を行い、設備導入やその経費の支払、また賃上げを実施し国の助成金の交付額が確定したのから、順次、県へ申請を頂いておりますので、今後、県への申請が増えてくるものと考えております。

また、国におきましては、今年度中に申請があったものを対象とするという形で取り組まれておりますことから、県でも同様に、この度の補正予算の中で予算の繰越しをお願いしているところでございます。

今後とも、労働局としっかりと連携し、この賃上げ応援金の手続について取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、賃上げに向けた今後の取組についての御質問でございます。

先ほど御説明いたしました国の業務改善助成金につきましては、この支援の拡充につきまして11月に国のほうに政策提言を行ってまいりました。

また、国の第二次補正予算におきましては、国の業務改善助成金の拡充がなされておりました、事業場30人未満の事業者の上限額が引き上げられております。

例えば、具体的などころで少し御説明をいたしますと、最低賃金が30円引き上げられた場合に、その対象となる労働者が1人だった場合には、従来は30万円が上限額でございましたが60万円に、それと2人から3人の場合は50万円だったものが90万円ということで、段階的に引き上げられております。

また、それと併せまして、中小・小規模事業者が業務改善助成金の対象となるところでございますけれども、国の助成制度は100人以下に限定されていたところでございましたが、この基準が廃止されたというところでございまして、製造業等につきましては300人以下の場合でも中小・小規模事業者という形で定義されておりますので、そういったところまで拡大されたところでございます。

このほかにも、国の第二次補正予算の中では、新分野展開や業態転嫁に係る設備投資を

支援する中小企業事業再構築促進事業ですとか、そのほかに革新的製品やサービスの開発、またプロセス改善等に係る整備投資を支援する、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業などにおきまして、一定の賃上げをした場合には補助率ですとか上限額を引き上げるといったインセンティブが強化されているところでございます。

県におきましても、こうした国の助成制度が積極的に活用されますよう、国と連携をしながら、生産性向上が図られ賃上げにつながっていくよう、しっかりと周知してまいりたいと考えております。

また、今回の賃上げ応援金につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用して実施させていただいたものでございます。今後の国の動きや活用できそうな国の交付金等につきましても、アンテナを高くいたしまして今後の施策を検討してまいりたいと考えております。

それと併せまして、先ほど御説明いたしましたプロフェッショナル人材の積極的なコーディネートですとか、DX、GXの推進ですとか、そういった生産性向上につながるための支援というものは、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

#### 仁木委員

ありがとうございます。繰越ししていただいて継続的にこの制度を活用していただきたいわけなんですけれども、賃上げについて、やはり今でしか取り組めないというような助成というのもあると思うんです。これは意識の問題、経営者の皆さん方や労働者の皆さん方も含めてですけれども、意識的に今上げなきゃいつ上げるんかという状況というのは、労使双方で意識があるかと思えます。

ですから、今のうちに早急に政策提言も含めてですけれども、具体策を研究していただいて、本県の実情に応じた何らかの方策というのは作ってほしいと思います。

今の時期ですから、私がいろんな事業所や労働団体等々を回っていたら、御意見等々を聞くこともよくあるんです。そうしたら、例えば中小企業の皆さん方に、県も12月補正予算を組んでこういう施策をしてるんですよという話をするんですけれども、労使交渉に至った場合においてどうなっていくかといえば、物価高騰は分かります、賃上げせなあかんのも分かります、そういう機運が高まっているのは分かるんですけれども、事業者にとったら電気代が高騰しています、必要経費も上がってきているんですよという状況です。

また、業種によっては違うんですけれども、やっぱり海外の為替レートに売上げが左右されるような事業所においては、賃上げについて消極的な状況は続いているのが現状なんです。

ですから、賃上げ機運が高まっていたとしても、業種によって様々で実質的なものがちょっとかなわないようなところも見え隠れしているんです。

何かと言いましたら、ベースアップも非常に必要なんで、これは継続的に今している部分でやっていただいたら非常にいいと思うんです。改良していただいて何らかの方策をしていただいたらいいんですけれども、いわゆる固定費も一緒に上がっていますよ、でも賃上げも含めて考えなきゃいけないんですよというところには、やっぱりインフレ手当とか、そういった形で短期のそういった施策みたいなのも必要になってくるんじゃないかなと思うんです。



国のほうでもインフレ手当、何かないかという状況も生まれてきているわけなんですけれども、本県においても、そういう声を形にする地方に即した何らかの施策、方策を研究していただきたいと思っております。

いずれにしても、物価の上昇よりも賃金が上がるような仕組みを作っていただきたいと思っておりますので、その点、引き続き、政策提言も含めて具体的に取り組んでいただきたいと申し上げておきたいと思っております。

最後に、今の事業の実績と見込みの中で、本県においては13件ということですが、ただ国の施策においては102件というお話でありましたが、この事業をして本県の賃金というのはどれくらい上がっていく見込みが立つのか。

今の時点では分らんかもしれませんが、どれくらいを目標にされているのか、あるんだったら教えてもらいたいと思うんです。

#### 井上労働雇用戦略課長

ただいま、賃上げの目標についての御質問でございました。

今回の賃上げ応援金につきましては、国の業務改善助成金と連動しておりますけれども、まずはこの事業を受けることができる最低基準という部分については、時間の最低賃金というのを30円以上引き上げることをベースにしているところでございますので、それが一つの基準になろうかと考えております。

また、今回の賃上げ応援金につきましては、30円以外にも段階的に90円辺りまで助成額が決められておりますので、30円に限定しているところではございませんけれども、そういった形で推進していきたいと考えているところでございます。

なお、今回、県のほうに申請のあった部分について少し内訳を申しますと、30円から40円の部分については4事業所、40円から50円のところは2事業所、50円から60円のところも2事業所、60円以上が1事業所という形で、それぞれの実情に応じて手当がされていると。また、最低賃金だけじゃなくて、最低賃金を引き上げたことによって影響のある層というのがありまして、そこも同時に引き上げられていくというような効果もございますので、そういった形も推進していきたいと考えております。

#### 仁木委員

60円以上の引上げのところが1社あるということは、ごっつい希望の兆しが見えて非常にいいわけなんですけれども、これも伸ばしていただきたいというんはあるんですが、先ほど私が前段で申し上げたように、業種とか売上げが何によって左右されるか、外的要因によって左右されるという会社とかがいっぱいあると思うんです。

だから、前回の質疑の際には、賃上げ目標はないと、立てていないし、そういったことは余り考えていないという話なんですけれども、やっぱり施策を打つ側として総合的に考えていくのであれば、そういった形で業種ごと、また個別評価に基づいてカテゴリーごとに目標を県も作っていくべきでないかなと思うんです。

例えば、この制度が30円以上、40円から50円以上、60円以上と三つに分かれていると思うんですけれども、制度があってそれがあるから何十円上がるでしょうという、卵が先か鶏が先かという議論ではなくて、この業種、こういうカテゴリーでなんぼの賃上げができ

ればといった、今の県内の物価上昇率等を考えた形で分散した目標を作っていくべきだと思うんです。

ですから、そういう観点は持っていただいて、施策に転じていただきたいと思いますと思うんですけれども、その点、御意見を最後にお聞かせいただいて質問を閉じさせていただきます。

#### 井上労働雇用戦略課長

仁木委員から、今後どういった形で推進していくのかという御質問でございますけれども、今回の賃上げ応援金を実施いたしまして、いろんな業種の方から申請を頂いているところでございます。

また、賃上げの額、何人に対して引き上げたのかというところも非常にまちまちでございまして、そういった事業の申請状況、内容というのを分析いたしまして、今後の施策につなげてまいりたいと考えております。

#### 仁木委員

しっかり目標を持っていただきたいと思いますということを申し上げて、質問を閉じさせていただきます。

#### 達田委員

令和5年度の商工労働観光部主要施策の概要というのが示されております。大きな柱が三つございますので、一つずつお聞きしていきたいと思っております。

県内企業の競争力強化の中で、地域経済の新たな活力の創造ということで、経営者の想いをつなぐ事業継承支援事業というのが予算付けされております。

今、大きな事業所、小さな事業所を問わずどちらに参りましても、後継者がいないという悩みが非常に多いということが言われておりますし、私も身近に住むまちの中でも、また阿南市全体としても、徳島県全体としても後継者がいないために閉めざるを得ない事業所がたくさんあるということ、本当に残念に思います。

こういう中で、この経営者の想いをつなぐ事業承継支援事業というのはすごく大事な事業だと思われるんです。そして、これがうまくいくかどうかということで、まちが継続できていくかどうかということに関わってきているんじゃないかと思うんです。

それでお尋ねしたいんですけれども、この事業の仕組みですが、経営者が長年培ってきた経営資源の次世代への円滑な引継ぎというのをするために、どのような仕組みで運営をしているのか。そして、この事業にこれまでも取り組んでこられたと思うんですけれども、本事業の実績がどれくらいあるのか、教えていただけたらと思います。

#### 出口商工政策課長

ただいま達田委員より、経営者の想いをつなぐ事業承継支援事業の概要とこれまでの取組実績についての御質問がございました。

この事業につきましては、事業環境の経営者の高齢化が進む中、中小企業がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次の世代に引き継ぐということは、本県経済の成長であるとか地域の活性化を進める上で、極めて重要と認識しているところでございます。

特に中小企業を取り巻く現在の経営環境は、人口減少、それに伴う国内市場の縮小であったり、大手全国チェーン店の品質に伴う競争の激化、また足元ではコロナ禍の影響にまだ直面している業種、業態もございますし、最近でしたらエネルギーとか物価高というように課題が山積する中、この事業承継につきましては後継者の育成も含めると、非常に息の長い取組が必要でございます。

具体的には、1件ごとの経営資源であるとか経営の状況であったり、あと資産の価値であったり家族の状況であったり、子供さんが次の後継者になり得るかどうかというようなところまで、非常に機微なところまで経営者の方から丁寧にお伺いしながら、息長くハンズオンで進めていくことが必要な事業でございます。

本県では、この重要な事業に関しまして、まずは平成29年7月に商工団体とか金融機関、弁護士会などの専門機関から成る事業承継ネットワークを県下一円に張りめぐらせて、東部は徳島商工会議所を核に、西部は池田商工会議所、南部は阿南商工会議所に地域のエリアコーディネーターを置かせていただいて、そこから丁寧に事業者の生の声をお伺いしながら支援しているところでございます。

これまで延べ6,000件余りの事業所の方々から経営資源であるとか、後継者の有無であるとか、譲渡するかどうかとかいうような細かなアンケートを採らせていただいております。

今年度で申し上げますと、4月から12月末までの情報でございますけれども、M&A、譲渡の方向で進めていきたいというような御相談が104件ぐらい、逆に譲り受けたいというような方々の御相談が67件、親族内又は従業員への承継を考えているようなところは91件、計262件の御相談を承っているところでございます。

こういう相談案件の課題をそれぞれ克服しながら、今まで県のネットワークが成約した承継案件としては、親族、従業員の承継として16件、M&Aが23件の計39件に対しましてサポートして、きちんと成約、承継ができたというような実績でございます。

このネットワーク以外にも、例えばメインバンクである金融機関が単独で事業承継をされているところもございますし、民間事業者なんかではM&Aに特化したような事業所もございますので、これが県下全体の承継の実態ではないですけれども、県がネットワークを介してサポートしたのが今申し上げた39件ということでございます。

令和5年度の1,200万円の事業につきましては、このネットワークに係る人件費が300万円余り、あとコロナ禍の中で都市部から地方への回帰というような流れも一部出てますので、東京又は大阪圏のほうから、徳島はこういう案件があるんだけど移住して第二創業しませんかとか、創業しませんかというようなブースの設置費として200万円余り、県下の先ほどのアンケートで得られたような事業承継、個々の事業所の承継資産とかのデータベース化、その辺で120万円余りの予算を頂いているところでございます。

あと、実際に譲渡や相続がある場合には契約書の作成とか、かなり士業の方々のサポートを得る必要ありますので、そういった費用がお入り用の方、事業所に対しては上限30万円、専門家の報償費として補助金制度なんかも今この事業の中には組み込んでおりまして、それが300万円ぐらいの予算立てで、合計いたしまして1,200万円の予算を令和5年度当初予算で要求させていただいているところでございます。

## 達田委員

今、本当に深刻な状況があって、譲渡したい方も104件というふうにお伺いいたしました。この中には、先ほどおっしゃったように、よそからやって来て、この事業をやってみたいという方もいれば、子供さんがUターンされて引き継いでみようかという方もいらっしゃるかと思います。中には、即引き継げる業種もあるかも分かりませんが、伝統産業であるとか、ある一定の技術習得が必要なものもあるかと思うんです。

そういう職種に対して、ある一定の修業といいますか、お勉強といいますか、そういう期間が必要かと思うんですけれども、そういうのをひっくるめて承継していくというシステムになっているのでしょうか。

## 出口商工政策課長

ただいま達田委員から、例えば技術が必要な場合、そこのトレーニングも含めた承継の事業になっているのかという御質問だったと思います。

この1,200万円の予算の中には、トレーニングに係るような費用は対象外になっているんですけれども、例えば達田委員がおっしゃったような、近所のケーキ屋さんや和菓子屋さんで、その後継ぎがないような場合に、じゃあ誰かというようなところかと思います。

そういうところは、先ほど申したように、いろんなネットワークがあります。コロナの中で起業したいというようなスタートアップも一定数、かなり旺盛な起業家がいらっしゃいますので、そことのマッチングをやらせていただくのがこの事業の主目的でございますので、トレーニングは別のところでということです。

手に技術を獲得するには、やはり1年とか1年以上とか、数年間掛かる事業でございますので、この承継というのは、先ほど申したように10年ぐらいのかなり長い期間で考えている事業でございますので、そこに昔でいうところの<sup>でっ</sup>ちみみたいな形で入っていただいて、日々の生活をそこで一緒にしていただきながらサポートできたらと考えております。

## 達田委員

ありがとうございます。そうしましたら、そういう技術を習得するという予算は別枠で何か付けられているのでしょうか。

## 出口商工政策課長

多分、技術というのにもいろいろな技術があろうかと思います。

今、商工労働観光部の組織体の中では、テクノスクールとかが技術習得の場としてはやっておりますけれども、そのメニューの中以外のところについては、特にこの技術についてはこの事業というようなトレーニングする費用は今のところございません。

## 達田委員

今、コロナが3年間も続いている中で、都会に住む若い人たちが田舎暮らしをしたいというような方も出てきたとお聞きしております。

そして、田舎で農業とか、そのほかにいろいろなお仕事に就いて田舎で暮らしたいんだ

という希望を持っておられる方が徳島県に来て、あちこちの市町村で見学して回っておられるようですけれども、そういう方がちょうどいいお仕事を見つけてくれたら本当にうまくいくんじゃないかと思うんですけれども、やっぱり事業が別々なんです。

だから、なかなかここに書いてありますように、譲渡希望者の掘り起こしやマッチングというのが大事だと思うんですけれども、仕事したいという方と譲りたいという方のマッチング事業はものすごく大事になってくると思うんです。

そういう中で、希望者同士がちゃんとお話し合いができて承継に至っていくという場を設けていくというのがすごく大事だと思うんですが、今伺いますと、非常に長い時間がかかるし専門家も必要だということなんですけれども、その専門家の方が非常に時間をかけてされるので、この全て事業が1,200万円でいけるのかなとちょっと思うんですが、この金額的にはいかがなんでしょうか。この金額でどれぐらいの仕事ができるとお考えなんでしょうか。

#### 出口商工政策課長

ただいま達田委員より、金額の多寡についての御質問がございました。

達田委員の御指摘のように、コロナ禍の中で都市部からの田舎暮らしを求める方々というのは着実に増えているというふうに実感として認識しているところでございます。

先ほどおっしゃったような移住して創業するとか、移住してその事業を継承するというような方々につきましては、徳島県としてはUIJターンは政策創造部のほうでやっておりまして、そこで移住創業についてはその事業と、うちの企業支援課の創業のサポート事業、また融資の資金繰りのかなり低利な部分もございます。

それで、例えば移住して徳島県内に就業したいんだという場合は、労働雇用戦略課のほうで就業サポートをするという、いろんなニーズがあろうかと思っておりますので、この1,200万円だけじゃなく、他課の部分の事業費も組み合わせながら、移住して徳島で暮らしたい、どこかの企業に就職したいとか、自ら業を起こしたいというようなところをトータルでマッチングさせていただくというような考えで構築している事業でございます。

#### 達田委員

このタイトルが、経営者の思いをつなぐってということで、正にここですよ。

やっぱり長年営んできたなりわいを、本当に誰かが引き継いでくれたらという思いを持ちながら、結局その方が見付からなかったために、やめなければならないという方が今までたくさんいらっしゃったかと思うんです。今もいらっしゃいますね。

そういう経営者の思いをつなぐ事業であるというためには、今もおっしゃったように、いろんな課がそれぞれ分かれているんじゃないかと、やっぱりそのためのネットワーク、チームワーク、よく仕事ができるような事業にしていかなければいけないんじゃないかなと思うんです。

本当にまちが寂れていくのかどうかという分かれ道に、何年も前からですけどなっていると。そこで、1例でも2例でもすばらしい例ができましたというのがあれば、それを大きく広めていただいてPRして、そしてうちのところもってということでやっていただく方が増えたら、本当に効果が上がってくるんじゃないかと思っておりますので、是非そう

いうふうな組織づくりをきちんとしていただいて、そして課ごとに仕事が違うっていうんじゃないくて経営者の思いをつなぐという1点でまとまって事業をしていただけたらと思いますので、是非その点、お願いしたいと思います。

#### 出口商工政策課長

ただいま達田委員より、徳島県庁がチーム一丸となって経営者の思いをしっかりと受け止めて、承継につなげていってほしいという質問でございました。

正に県内の経営資源というのは、これまで地域の方々から愛されまして今まで長年培われてきた宝であるというふうに認識しているところでございまして、例えば譲渡するのに当たりまして、その経営者とお話しする中で、自分のところの有形無形の資産というのはそんなに価値がないと、経営者の方々は結構過小評価しているんです。

それを譲渡するに当たって、銀行家やいろんな専門家が評価したら、こんなに値段が付くのかっていうような驚きの声も私は聞いているところでございまして、正に有形無形の今まで培ってきた経営資源というのは地域の宝なんだよというところで、確実に1件でも多く、第三者でも家族でもいいですので次に承継して、地域が一つの潤いといいますか、事業が承継されますよう、県庁内で連携する課としっかりサポートしながらこの事業を進めてまいりたいと考えております。

#### 達田委員

徳島県は大企業ではなくて、小規模・零細企業の集まりの経済によって成り立っている県だと思いますので、やっぱり一つ一つの経営体がものすごく大事だと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

次に、人材の確保、育成というところで、「働くパパママ」就業促進事業というのがございます。

これが、仕事と子育ての両立を支援するために、一般事業主行動計画の策定支援を行うとともに、職場環境の整備に取り組む企業等を本県独自のはぐくみ支援企業として認証、表彰するという事業なんです。

この促進事業につきましては認証し表彰するというのが目的になっておりますので、働きやすい職場づくりというのは、また別に予算があるのかと思うんですけれども、ここで言われている一般事業主行動計画につきましては、今、101人以上の事業所が作成しなければならないことになっておりますが、101人以上の職場というのが徳島県内で今どれぐらいあるのか。

また、100人以下の事業所のほうがずっと多いと思うんですけれども、そういう中で一般事業主行動計画をきちんと作っていますよというところがどれぐらいあるのか、分かっているのでしょうか。

#### 井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、一般事業主行動計画についての御質問がございました。

まず、1点目の101人以上の事業所数についての御質問でございしますが、この101人以上の事業所については一般事業主行動計画の策定等が義務付けられておりまして、この所管

については労働局のほうでしておりますが、こちらのほうに確認をいたしましたところ、令和4年12月末時点では医療法人や社会福祉法人なども含めまして249事業所ということで確認しているところでございます。

また、もう1点の100人以下の事業所について届出がどの程度なされているのかという御質問でございますが、これにつきましても労働局に確認いたしましたところ、同じく12月末時点にはなりますが403事業所から届出されているという形でございます。

達田委員

従業員数が多くても少なくても、職場環境の整備に取り組むということは非常に大事だと思います。

そして、本県独自のはぐくみ支援企業として認証される、表彰されるということになりますと、子育てしながら非常に働きやすい職場だということで一般的には言われていると思うんです。仕事と子育ての両立を支援するというところで行動計画を作っているんですけども、実際は労働時間が短くならないと両立するというのはなかなか難しいと思うんです。

そういうところまで連携して、労働時間の調査はされているんでしょうか。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、労働時間に関する調査についての御質問がございました。

先ほど御説明いたしました一般事業主行動計画の中におきまして、計画として盛り込むべき内容が決められております。少し例示させていただきますと、例えば子供の看護のための休暇制度の実施ですとか、ノー残業デーの導入、また所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進といった項目を盛り込むような形でございます。

先ほどから事業説明しております「働くパパママ」就業促進事業におきましては、従業員100人以下の事業所に対しましても、この計画の策定及び届出の動機付けを行いまして、県内事業所における子育てに優しい職場環境づくりを推進しているところでございます。

先ほど、100人以下の事業所が12月末時点で403事業所あると御説明させていただきましたが、9月末の段階では労働局に確認いたしましたところ378事業所ということで、徐々に事業所も増えてきているところでございます。

今後も引き続き、こういった100人以下の事業所も含めまして周知啓発をしっかりと行っていきたいと考えております。

達田委員

今、非常に少子化が深刻ということで、各職場でも子育てしながら働きやすい環境づくりというのに御尽力されているんだと思うんです。

それで、本県独自のはぐくみ支援事業として認証し表彰したという企業数は分かるでしょうか。そのうち100人以上がどれぐらいなのか、参考にお尋ねしておきたいと思っております。

井上労働雇用戦略課長

ただいま達田委員から、はぐくみ支援企業についての御質問がございました。

本県では、子育てに優しい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等をはぐくみ支援企業として認証、表彰しているところでございます。令和5年1月1日時点の数値になりますけれども、認証事業所数が331、そして表彰企業数が104事業所となっているところでございます。

なお、先ほど達田委員からお話のありました101人以上、100人以下という区分設定での集計は現在のところしていない状況でございます。

#### 達田委員

ありがとうございます。今、いろんな職場でまだまだ残業が多いんですというようなお話も聞きますし、子供のお迎えをどっちがするんかというようなことで本当に困っているというお話もお伺いいたします。

それで、やっぱり子育てしやすい環境づくりというのが、本当に働きやすいかどうかという一番大きな問題ではないかと思うんです。そういう意味では、この「働くパパママ」就業促進事業と、それから本当に働きやすい環境になっているのかどうかをちゃんと調べていけるような事業と一緒に頑張っていたらなと思うんです。

やっぱり職場を変えないと結婚もなかなかできない、子育てもできないということで、少子化がますます続いていってしまうと思います。これは少子化対策の一環として非常に大事な事業だと思いますので、是非、その点よろしく願いしておきたいと思います。これは要望です。

3点目なんですけど、観光誘客の積極展開の受入体制とコンテンツの強化というところで、周遊促進！徳島観光すいすい事業が3,400万円、それから広域観光推進事業が5,858万2,000円ということで予算付けされております。

この中に、地域連携DMOと連携という言葉が出てくるんですけども、地域連携DMOとはそもそもどういうもので、連携することによってどのようなメリットがあるのか、教えていただけたらと思います。

#### 利穂観光政策課長

達田委員から、地域連携DMOとは何ぞやということと、それと連携することによってどういったメリットがあるかといった御質問でございます。

DMOは英語でDestination Management Organizationといいまして、自治体とか多様な民間企業、旅行業者でありますとか物産、宿泊事業者等々により多様な組織から成っている地域の組織でありまして、役割としましては地域のコーディネーター役、観光地づくりの機能やマーケティング機能、どんな商品がいいとか、どんなものが売れるかとか、データ活用でありますとか、そういったことの運営をしていくということで、市町村と民間企業が一緒になって立ち上げたものでございます。

DMOの必要性としましては、今まではですけど、関係者の巻き込みが不十分であるとか、民間手法の導入が不十分であるとかということで、DMOはノウハウの導入という日本版DMOということで観光庁のほう为主导でやっております。

こちらに出ているのは、一般社団法人イーストとくしま観光推進機構ということで、県



内には地域連携DMOが三つありまして、西のほうではそらの郷、南のほうでは四国の右下観光局というのがございます。

こちらの予算としましては、イーストとくしまに対しまして、例えばインバウンド向けの営業ツールや旅行商品を造成した県内企業に対する助成でありますとか、旅行商品の造成につながる現地ツアーを実施したり、セールスを実施したりといったことに対して支援しているところでございます。

この連携によりまして、行政だけではない、民間だけではない知恵をいろいろ出しあつて、より官民一体となったセールス、観光地域づくりができるといった点がございます。

達田委員

ありがとうございます。周遊促進！徳島観光すいすい事業と広域観光推進事業というのが、それぞれ具体的にどういう事業なのか、御説明いただけるでしょうか。

利穂観光政策課長

達田委員から、周遊促進！徳島観光すいすい事業についてと広域観光推進事業についての御質問を頂きました。

まず、私のほうから周遊促進について御説明させていただきます。

県内の周遊観光を促進するために地域DMO、先ほどのイーストとくしま観光推進機構と連携しまして、観光のコンテンツの磨き上げや旅行商品の造成を行うとともに、貸切バスを利用した団体向けの旅行支援の助成を支援しているところでございます。

大きく二つに分けて詳細を見てみますと、先ほども申し上げましたが、イーストとくしま観光推進機構を通じまして営業ツールの作成や現地ツアー、それから営業活動等々を行うように支援しております。

それから2点目は、団体旅行向けバス助成をやっておりまして、こちらのほうでは県内の宿泊を伴う団体バス旅行を催行する旅行会社への助成を行うといったことでございまして、助成要件としましては県内2か所以上の観光訪問また県内宿泊をする旅行で、バス1台当たり最大で12万円の補助をさせていただいているところでございます。

達田委員

ありがとうございます。周遊促進！徳島観光すいすい事業の中で、サステナブルツーリズム等に対応したコンテンツの磨き上げと書かれているんですけども、そうしますと地域の文化とか自然とか、そういうものを大いに丸ごと利用した観光というふうに思えるんです。

そうしますと、貸切バスを利用した団体向け旅行というのとちょっと相反するような気もするんですけども、その点は何か工夫されるのでしょうか。

利穂観光政策課長

ただいま達田委員から、団体バスとサステナブルとかが相入れないのではないかということでございますが、例えば勧誘活動においては少人数の受入れということがありますので、それもケース・バイ・ケースで対応させていただければと考えております。

それで、これから観光振興基本計画がありますが、昨今は量より質というふうになっておりますので、それもやりつつ、バスで来られる方もそういうニーズがございますので、臨機応変に対応していきたいと考えております。

#### 達田委員

コロナで3年間も旅行したくてもなかなかできない、大人から子供までそういう状況だったんですけれども、落ち着いてきましたら、やっぱり何とか旅行もして楽しみたいという御意見もお伺いいたします。

ですから、本当にいい旅行商品が出ましたら行きたいという方もたくさんいらっしゃると思うんです。本当にサステナブルツーリズムというところを、本当に自然に癒やされる旅行商品を是非出していただきたいと思うんですが、心配なことの一つは、広域連携DMOということで先ほど説明していただきましたけれども、そうしますと関西なら関西、四国エリアなら四国エリア、瀬戸内なら瀬戸内で、徳島県が通過点になってしまうんじゃないかなという心配もあるんです。

有名なところに皆さんがいらっしゃって、徳島県は関西から橋を渡って通過するだけになってしまわないか、また逆に四国から関西圏へ行くということにならないのかなと思うんですけれども、その点はどのように工夫されるんでしょうか。

#### 利穂観光政策課長

達田委員から、広域連携ということで四国で取り組むのもいいのだが、徳島が通過点になるのではないかという御質問です。

かねて、関東地域とか海外から見た場合は、やはり徳島というよりはまず四国とか西日本といった大きな観点で御覧になりますので、そういうメリットとしては海外や東京以東の方から見られた場合は四国、関西という視点で取り組む必要があるかと思いますが、さらにその中で選んでいただく必要があるということで、委員のおっしゃったように、通過点にならないように。

あと、徳島は単独で平成30年度から観光商談会を開いておりまして、ここで徳島の各事業者さんと大手旅行会社の方とマッチング商談会をしていただきまして、徳島と四国全体ということで、商談会ではそういう機会を設けまして四国と徳島、両方の存在感をアピールして旅行商品等々、誘客につなげていっているところでございます。

#### 達田委員

できるだけ徳島に実入りがあるような方法でしていただけたらなと思いますので、この点、観光事業も発展していけるように是非お願いしておきたいと思います。

それから、1点、先ほど説明がありました最後のページで、にぎわいづくり課の観光施設管理運営費について説明していただけたらと思います。

#### 戸川にぎわいづくり課長

ただいま達田委員から、観光施設管理運営費について御質問を頂いたところでございます。

今年度、最近の状況で電気、ガス、重油といった光熱費に関する高騰に伴います影響の増がございますので、その分、指定管理料を上積みさせていただいております。

達田委員

そうしたら、翌年度繰越しとなっているんですけど、繰越しで何をするのか。

原委員長

小休します。(13時53分)

原委員長

再開します。(13時53分)

戸川にぎわいづくり課長

今回は、あすたむらんど徳島にございます吉野川めぐり事業でございまして、実は設立から21年が経過しておりまして、川上り、川下りをする吉野川めぐり事業の施設の老朽化がございました。

例えば、車輪のゴムでありますとか、そういったところが老朽化しておるといような中で、契約をいたしまして事業を行ってきたところでございますけれども、コロナの影響によりまして、その材料が入ってこない、あるいは製作しております会社におきましてコロナに感染する社員が多く出たというようなことがございまして、今年度内で事業が完了する見込みがないことから、来年度に繰り越すというところでございます。

達田委員

非常にいい施設で、利用されるように望んでいるんですが、いろんな予算が付いてますけど、繰越しされて必ず令和5年度に出来上がるということではよろしいのでしょうか。

戸川にぎわいづくり課長

ただいま達田委員から、吉野川めぐりの完成時期についてというお問合せでございましたけれども、現時点の見込みでは6月頃には完成する見込みで調整しておるところでございます。

達田委員

最後に今の利用状況がどういう状況なのか、御報告いただけたらと思います。

戸川にぎわいづくり課長

ただいま達田委員から、利用状況についてのお問合せを頂いたところでございます。

当課が所管しております観光施設につきましては、コロナ前の令和元年度と比較いたしますと大体七、八割の見込み者数となっております状況でございます。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

商工労働観光部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第15号、  
議案第58号、議案第60号、議案第64号、議案第65号

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言、御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間、終始御熱心に御審議を賜り、また委員会の議事運営に格段の御協力を頂きましたことを深くお礼申し上げます。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、商工労働観光部関係の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の商工労働観光行政の推進に反映されますよう、強く要望させていただきます。

3年に及んだ新型コロナウイルス感染症は、アフターコロナに向け新たな局面を迎えておりますが、依然、原油価格や物価の高騰が県民生活に大きく影響を与えております。

皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

梅田商工労働観光部長

ただいま原委員長さんから、大変丁寧な御挨拶を賜りまして、誠にありがとうございました。商工労働観光部を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

原委員長さん、寺井副委員長さんをはじめ各委員の皆様方には、この1年間、新型コロナウイルス感染症に加えまして、原油・原材料価格の高騰、円安など、大変厳しい経済状況が続く中、商工、労働、観光の各分野の様々な案件につきまして、終始熱心に御審議いただき、幅広い視点から御意見、御指導を賜り厚くお礼を申し上げます。

委員の皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止めまして、私ども職員一同、本県経済の持続的発展に向け全力で取り組んでまいり所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻べんたつを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

原委員長

これをもって、経済委員会を閉会いたします。(13時59分)